

第5部 代替困難製品の代替化の促進について

本報告書で代替が今のところ困難と判断したアスベスト製品についても、ユーザーや代替製品メーカー及びそれらの団体並びに国がそれぞれの役割を果たし代替化を進め、早急に完全な全面禁止を達成する必要がある。

1. 代替製品メーカー

代替製品メーカーは、必要に応じアスベスト製品ユーザーの協力を得つつ、非アスベスト製品への代替化を推進するための計画を策定する等により、計画的に、また速やかに、非アスベスト製品の製造技術の開発・改良、製造方法の変更等を促進し、非アスベスト製品の生産・供給体制の整備に努めることが重要である。

2. アスベスト製品ユーザー

アスベスト製品ユーザーは、アスベスト製品の使用状況を把握し、法令上禁止される製品については、速やかに定期改修等の時期を捉え、非アスベスト製品に交換を行い、禁止が猶予される製品についても、代替製品メーカーと協力して実証試験や施工する作業員への教育等を行い、代替が可能と判断されたものから速やかに定期改修等の時期を捉え、非アスベスト製品に交換を行う必要がある。実証試験において、なお代替が困難とされる部位については、施設・設備・機器等の設計、施工方法の変更等を検討することにより、代替化の促進に努めることが重要である。

3. 国

国においては、代替可能なアスベスト製品について禁止措置のための関係法令等を整備しその内容について周知・徹底とともに、代替化が完了するまでの間、アスベスト製品を製造又は使用する事業者に対し、労働者のアスベストばく露を防止するための指導等を行うことが重要である。

また、代替化するための実証試験に対する協力、アスベスト製品を取り扱う企業等に対する円滑な代替化推進に向けて、技術的な相談を受ける窓口の設置等支援を行うことが必要である。

さらに、アスベスト製品ユーザーにおける代替化推進状況をフォローアップし、代替化の促進を図ることが重要である。

さらに、アスベスト製品メーカーやユーザー及びそれらの団体等に対し、アスベストに係る既存の法令の周知・徹底を一層図ることが重要である。